

○病院運営審議会規則

昭和32年7月1日

規則第12号

改正 昭和40年7月31日規則第17号

昭和62年5月1日規則第32号

平成4年6月10日規則第26号

平成14年4月1日規則第16号

平成19年3月23日規則第1号

平成19年3月30日規則第14号

平成24年5月28日規則第90号

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、病院運営審議会（以下「委員会」という。）の組織及び運営その他委員会について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市立豊中病院の業務の運営についての重要事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

第3条 委員会は、委員長及び委員10人以内で組織する。

第4条 委員長は、委員の互選により決定する。

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める定数の委員を市長が委嘱する。

(1) 市民 2人以内

(2) 学識経験を有する者 9人以内

2 前項第1号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第1号の委員を除き、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長は委員を解嘱することができる。

第7条 委員長は、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた委員が、その職務を代理する。

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長及びその職務を代理する委員とともに事故がある場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長が委員会を招集し、その議長となる。

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係ある市の職員を会議に出席させて、発言させることができる。

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される委員会の招集及び委員長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

#### 附 則（昭和40年7月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和62年5月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成4年6月10日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成14年4月1日規則第16号）

この規則は、平成14年6月10日から施行する。

#### 附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成19年3月30日規則第14号）

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

2 この規則の施行後この規則による改正後の病院運営審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第1項第2号に掲げる者のうちから最初に委嘱される委員の任期は、改正後の規則第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年6月9日までとする。

#### 附 則（平成24年5月28日規則第90号）

この規則は、平成24年6月10日から施行する。